

核軍縮・核不拡散における日本の役割

核兵器を規制し禁止する条約に焦点をあてて

阿部 達也

Abe Tatsuya

[要旨]

日本は唯一の戦争被爆国である。この立ち位置は核廃絶実現に向けた国際社会の取り組みをけん引する原動力であり、今後もそうあり続けることに疑いの余地はない。1995年のNPT延長・運用検討会議以降、日本は、NPT運用検討プロセスの下で核軍縮・核不拡散の実現に向けて自らの役割をより積極的に果たすようになった。核軍縮・核不拡散をめぐる厳しい現状にあっても、日本は引き続き核軍縮・核不拡散における自らの役割を果たしていかなければならない。政府は橋渡しを自認し強調する以上、核兵器禁止条約締約国に向けて新たに架橋すべきである。政府が新たな架橋に消極的であるならば、「日本」の橋渡しの役割は政府以外の主体が担ってもよいのではないか。重要なのは、「日本」を体現するそれぞれの主体がそれぞれの立場からそれぞれの役割を果たし行動すること、そして批判も含めたそれぞれの行動を共有し尊重し合うことであろう。

はじめに

日本は唯一の戦争被爆国である。この立ち位置は核廃絶の実現に向けた国際社会の取り組みをけん引する原動力であり、今後もそうあり続けることに疑いの余地はない。

本稿は核軍縮・核不拡散における日本の役割について——核兵器を規制しまたは禁止する条約に焦点をあてて——論じるものである⁽¹⁾。まず、日本がこれまでにどのような役割を果たしてきたかについて、国内外への幅広い周知という観点から国連総会一般討論演説⁽²⁾、核兵器不拡散条約（以下、「NPT」）運用検討会議一般討論演説⁽³⁾、外交青書、政府国会答弁などの1次資料に依拠して振り返る（ただし、紙幅の制約から、日本がより積極的な役割を果たすようになった1995年延長・運用検討会議以降を考察の対象とする）。これを踏まえ、核軍縮・核不拡散の実現が極めて強い逆風にさらされている現状にあって、日本がこれから果たしていくべき役割を提示することとする。

1 これまでの役割

1995年延長・運用検討会議はNPTのひとつの転換点となった。無期限の延長を決定しただけでなく⁽⁴⁾、今後の運用検討会議において将来を視野に入れた「NPT運用検討プロセス」も確立したからである⁽⁵⁾。この会議以降、包括的核実験禁止条約（以下、「CTBT」）や核兵器用

核分裂性物質生産禁止条約（以下、「FMCT」）を含むさまざまな課題がNPT運用検討プロセスに組み込まれた。日本は、このような展開を受け、NPT運用検討プロセスの下で核軍縮・核不拡散の実現に向けて自らの役割をより積極的に果たすようになった。

(1) 橋渡し

NPT運用検討会議はNPTという条約の運用検討に関する合意形成の重要な場である。2000年運用検討会議は1995年延長・運用検討会議を受けた初めての運用検討会議だった。この会議で日本は核兵器国5カ国と新アジェンダ連合（ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデン）の橋渡しの役割を担った。すなわち、会議の議長と米国を含む主要国への事前の働きかけ、多くの国との事前の協議を踏まえた8項目提案、複数の外務省高官による会議の場での働きかけを通じて両者の間の意見の相違を調整し⁽⁶⁾、核軍縮に向けた13項目の実際的措置を含む合意の成立に貢献したのである。政府は「日本としての一貫した取り組み、主張が大いに影響を与えて前進することができた」と「架け橋の役割」を評価する⁽⁷⁾。

この成功体験を踏まえて、日本は、橋渡しという文言を積極的に使うことはなかったものの⁽⁸⁾、その後の各NPT運用検討会議における合意形成を目指して核兵器国と非核兵器国との間の橋渡しに力を入れた。そのために活用されたのは1994年から主導してきた国連総会核廃絶決議であり、運用検討会議を含むNPT運用検討プロセスに提出される作業文書や提案文書であった。特に、国連総会核廃絶決議は、各パラグラフに対する支持の状況に照らして、運用検討会議最終文書の合意ラインを見極めるために役立っていると思われる。作業文書や提案文書については、単独での提出から、日本を含む12カ国のグループ「軍縮・不拡散イニシアティブ（以下、「NPDI」）⁽⁹⁾やそのほかの国と共同での提出に重心を移して、幅広い合意形成を図ってきた。また、民間有識者からの提言を運用検討プロセスに提出する取組も行うようになった⁽¹⁰⁾。

(2) 核兵器保有国への働きかけ

日本はこれまで核兵器に関する条約に関して核兵器保有国にさまざまな働きかけを行ってきた。この働きかけは引き続き単独または共同で行われ、運用検討会議最終文書で合意された措置の履行とされる場合もあった。

CTBTとFMCTは交渉を完了させることの重要性が1995年延長・運用検討会議で確認されている⁽¹¹⁾。これを踏まえ、日本はまずCTBTに関して、国連総会で交渉の進展に期待感を示し、交渉が妥結した場合には自国で署名式を行うことを提案した（1995年）。この提案は実現しなかったものの、条約は翌1996年9月24日にニューヨークで署名開放された。また、FMCTについては、国連総会（1996年、1998—2000年、2009年）、安保理⁽¹²⁾、NPT運用検討会議（2005年、2010年）などの場で交渉の開始と早期終了を呼びかけた。2022年から2024年は「FMCTフレンズ」（日本、オーストラリア、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ナイジェリア、フィリピン、英国、米国）の立ち上げなど各国の関心を再喚起する取り組みも行った⁽¹³⁾。交渉の開始と早期終了の呼びかけは2000年と2010年の運用検討会議の最終文書に明記され⁽¹⁴⁾、1998年から2025年の国連総会核廃絶決議にも含まれている（1999年以

降はモラトリアム宣言の呼びかけが加えられた⁽¹⁵⁾。さらに、核兵器保有国による核軍縮の努力について、日本は国連総会（1998年、1999年、2000年、2009年、2015年）、安保理⁽¹⁶⁾、NPT運用検討会議（2005年、2010年、2015年）などの場で繰り返しこれを求めている。1999年までの国連総会核廃絶決議は究極的廃絶を掲げ、2000年運用検討会議の最終文書に核兵器の全面廃絶に対する核兵器国の明確な約束が盛り込まれるという成果につながった⁽¹⁷⁾。2010年運用検討会議の最終文書は核兵器国にさらなる努力を求めている⁽¹⁸⁾。その後の国連総会核廃絶決議でも核兵器保有国への働きかけのパラグラフが含められた⁽¹⁹⁾。最近では中国に対して核軍縮への貢献や幅広い軍縮管理枠組に向けた対話への参加を呼びかけるようになった⁽²⁰⁾。

NPTは普遍化が未完成である。日本は1998年のインドとパキスタンによる核実験の実施を捉えて、国連総会でNPTの普遍化を強調し（1998年）、その後の運用検討会議でも非締約国の非核兵器国としての加入を求めた（2005年、2010年）。これに並行して、インド、パキスタン、イスラエルには二国間協議での働きかけも行っている⁽²¹⁾。非締約国への参加の呼びかけは2000年と2010年の運用検討会議の最終文書に含められた⁽²²⁾。

CTBTは未発効である。日本は、国連総会（1996年、2000年、2002年、2003年、2009年）、安保理⁽²³⁾、NPT運用検討会議（2005年、2010年、2022年）において早期発効を呼びかけ、「CTBT批准促進イニシアティブ」や「CTBTフレンズ」（日本、オーストラリア、カナダ、フィンランド、ドイツ、オランダ）などの機会を通じて⁽²⁴⁾ または個別に⁽²⁵⁾ 発効要件国に批准を働きかけてきた。早期批准とモラトリアムの継続は2000年と2010年の運用検討会議の最終文書で求められ⁽²⁶⁾、1995年から2025年の国連総会核廃絶決議でも同じ趣旨のパラグラフが盛り込まれている⁽²⁷⁾。

条約の締約国であれ非締約国であれ、条約に合致しない行動に対しては非難や抗議が行われる。日本は1998年のインドとパキスタンによる核実験に対して、これを非難する安保理決議1172の共同提案国に加わり⁽²⁸⁾、国連総会では両国にCTBTの締結と核実験のモラトリアムを要求した（1998年、1999年）。2006年の北朝鮮による核実験については、安保理非常任理事国として北朝鮮に核開発の放棄を義務付ける決議1718の採択に努力し⁽²⁹⁾、その後の5回にわたる核実験に対する累次の安保理制裁の強化についてもこれを強く支持した。2023年のロシアによるCTBT批准の撤回には、外務大臣による非難の談話を発出した⁽³⁰⁾。日本はまた、NPTに基づく核不拡散体制に挑戦する北朝鮮とイランの行動を国連総会（北朝鮮：1993年、1994年、2003—2025年、イラン：2003年、2005—2007年、2010年—2013年、2019年）やNPT運用検討会議（2005年、2010年、2015年、2022年）の場で幾度となく取り上げてこれを強く非難しまたはけん制してきた。さらに、2023年2月にロシアが新戦略兵器削減条約（以下、「新START」）の運用停止を発表すると、総理大臣記者会見の中で強い懸念を表明した⁽³¹⁾。また、G7の枠組で深い遺憾の意を表明し、ロシアに同条約の完全な履行に戻るよう求めた⁽³²⁾。

（3） NPTの維持・強化への貢献

日本は国連総会（1995年、1998年、2003年、2020年、2022年）や外交青書⁽³³⁾の中でNPTの維持・強化の重要性を繰り返し強調し、そのために「現実的・実践的な取組」を粘り強く進めていくという姿勢である⁽³⁴⁾。ここでは特に核兵器国の核戦略の透明性の向上に関する提案を

取り上げる。透明性向上は核兵器国相互間だけでなく核兵器国と非核兵器国との間の信頼醸成にもつながり、NPT第6条の履行状況に関する核兵器国の説明責任としての意義が認められるからである。

透明性の向上を実現させるために有効な手段のひとつは報告制度である。NPTには報告制度に関する規定が存在しないため、まず2000年と2010年の運用検討会議の最終文書によって定期報告の制度が導入されることになった⁽³⁵⁾。2010年運用検討会議以降は報告制度をさらに実質化するための議論が続けられており、2026年運用検討会議で合意できるかが焦点になっている。

日本はこれまで、運用検討会議（2015年、2022年）や国連総会（2015年）で透明性の重要性に触れつつ、NPDIの共同ステートメントまたは共同作業文書を通じて具体的な提案を行ってきた⁽³⁶⁾。その内容は国連総会核廃絶決議にもある程度反映されている⁽³⁷⁾。2025年の第3回準備委員会に提出されたNPDI提案によれば、一方で2022年運用検討会議「最終文書に関する議長作業文書」⁽³⁸⁾に沿ったものとして、運用検討サイクル中の2回の報告書提出と準備委員会および運用検討会議における議論の実施が挙げられ、他方で2022年運用検討会議の非同盟諸国作業文書⁽³⁹⁾におおむね依拠して、報告に含める情報として、(a)核弾頭の数、種類および配備状況、(b)運搬手段の数および種類、(c)核軍縮の取組の一部として廃棄または削減した核兵器および運搬システムの数および種類、(d)軍事目的のために生産された核分裂性物質の量、(e)軍事安全保障概念、ドクトリンおよび政策における核兵器の役割と意義の提言のための措置の5項目を特定した。さらに、2010年運用検討会議で合意された64の行動を並べた報告様式とNPT関連会合での非核兵器国および市民社会との間の対話について提案がなされている⁽⁴⁰⁾。

日本が透明性を重視する背景には、中国の核戦力の透明性が低いという認識がある⁽⁴¹⁾。日本の国益に照らせば、中国の核戦力の透明性が高まることは重要である。もっとも、上述のように、透明性の向上は国家間の信頼醸成につながり、さらには核兵器国間の緊張緩和となって長期的には核軍縮をもたらす可能性がある。環境が整えば本来は核兵器国と非核兵器国の双方にメリットとなるはずなのである。このように考えると、透明性の向上は核兵器をめぐる問題の中でも非核兵器国の幅広い支持が得られやすいものだといえるだろう。

(4) 橋渡し——立ち位置の変化

2015年運用検討会議は最終文書を採択できずに終了した。その直後から一部の非核兵器国が人道アプローチを主張し始め、この主張は2017年の核兵器禁止条約（以下、「TPNW」）成立につながっていく。日本政府はこの頃から「橋渡し」という文言をよく使うようになった。例えば、2016年9月に安倍首相（当時）は国会で「今後も、核保有国と非保有国の橋渡し役として双方に協力を求めることなどを通じ、核兵器のない世界の実現に向けた取組を積極的に進めてまいります」と答弁した⁽⁴²⁾。また、外交青書の平成30年（2018年）版には「日本は、『核兵器のない世界』の実現のため、……核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし……」という記述が含まれ⁽⁴³⁾、令和7年（2025年）版に至るまで「橋渡し」という文言が維持されてきた⁽⁴⁴⁾。もっとも、橋渡しの対象は徐々に「立場の異なる国々」、「異なる立場の国々」、

「様々な立場の国々」⁽⁴⁵⁾などの表現に置き換えられ、国会の政府答弁では2021年10月8日を最後に⁽⁴⁶⁾、国連総会決議採択に関する外務省報道発表でも2022年以降は、「橋渡し」という文言は使われなくなった。

このようなフレーズの変遷が示唆するのは、日本が橋渡しの役割にあたり自らの立ち位置を変化させなければならなくなったということである。日本はそれまでは、各国の間に主張の一定の幅はあれ、非核兵器国というひとつの大きなグループの中で、唯一の戦争被爆国という独自の立ち位置を有していた。しかし、TPNWの成立と発効により、米国の核拡大抑止に依存しているという現状に照らして、非核兵器国の中であって条約反対派の立場に立ち、条約推進派とは別の道を歩むことを選んだ。TPNWに署名もせず、締約国会議のオブザーバー参加も見送っている現状において、日本から条約推進派の諸国に対して橋が架かっているとは言いがたい。このことを端的に示したのが2017年の国連総会核廃絶決議に対する支持の状況である。2004年から2016年は170カ国前後で推移してきた賛成国が156カ国に減少し、2013年から2016年は100カ国を超えていた共同提案国も77カ国に減少した。立場を変更した国の多くが2017年7月にTPNWの交渉に参加して採択に賛成した国だった。2017年の国連総会核廃絶決議はTPNWに一切言及していなかったのである。

2 これからの役割

核軍縮・核不拡散をめぐる現状は極めて厳しい。2000年代以降に顕在化した北朝鮮とイランへの核拡散は依然として未解決であり、2010年代後半からは、中距離核戦力全廃条約（以下、「INF条約」）の失効、ウクライナ侵略におけるロシアによる核兵器使用の恫喝、中国の核戦力増強、新STARTの失効など核軍縮・核不拡散に逆行する動きが生じている。日本は自国の安全保障を考えながら同時に核軍縮・核不拡散政策を進めなければならず、非常に難しい舵取りを迫られている。このような状況において日本は核軍縮・核不拡散の実現に向けてどのような役割を果たしていくべきであろうか。

(1) 核兵器保有国への働きかけ

NPTやCTBTなどの条約に関する日本の働きかけから明らかなのは、条約の持つ意味が——良きにつけ悪きにつけ——各国によってよく認識されているということである。条約に拘束されるのは締約国である。締約国にならなければ拘束されることはない。そもそも条約が存在しなければ拘束の問題すら生じない。それぞれの条約をめぐる状況に変化はなく、状況の固定化が進めば進むほど、変化を生じさせることはより困難になる。このような厳しい状況にあって日本が果たすべき役割は、それでも働きかけを継続することである。

まず、FMCTはそもそも交渉が行われていない。パキスタンがジュネーヴの軍縮交渉機関における交渉の開始に反対しているからである。日本は2023年と2024年に改めて国際社会の関心を喚起するための行動を起こした。FMCTはその重要性に比して認知度がやや低いように思われることから、このような行動を通じて賛同国を増やし広く国際世論に訴えていくことは今後とも有用であろう。これまで取りざたされていたジュネーヴの軍縮交渉機関以外での交渉という考えについては、これを率直に議論する機会があつてよいと思われる。他方で、

これまで国連総会核廃絶決議に盛り込んできた核兵器用核分裂性物質生産のモラトリアムに関して、その継続や実施を求めることは暫定的な代替措置として引き続き必要であろう。

次に、CTBTは発効の見通しが立たない。発効要件国のうち未批准の9カ国の顔ぶれ（中国、北朝鮮、エジプト、インド、イラン、イスラエル、パキスタン、ロシア、米国）を考えると、状況がすぐに改善するとは思えない。それでも、日本はこれまでと同様に発効促進会議や「CTBTフレンズ」の場で批准を粘り強く求めていくべきである。他方で、条約がまだ発効していない中であって、1998年6月以降に核実験を実施した国は北朝鮮以外になく、核実験モラトリアムの状況が続いている。核実験についても、モラトリアムの継続や宣言を求めていくことがやはりひとつの代替措置として引き続き必要であろう。

さらに、NPTの普遍化には大きな壁が立ちほだかっている。インド、パキスタン、イスラエルに対しては、実現の可能性は極めて低いとしても、各国と連携して加入を粘り強く求めていくべきである。他方で、北朝鮮のNPT復帰は、国際社会が一致して取り組むべき課題だといえる。

最後に、核兵器保有国の核軍縮に向けた努力については、NPT第6条の履行という文脈からこれを前面に掲げ、非核兵器国の声を結集させて訴え続けることに尽きるであろう。

いずれの条約に関しても、現状がすぐに変わる見込みはない。それでも、日本は引き続きこれまでと同様に関係国に働きかけを行い、そしてこれに並行して、中長期的な視野に立って、各国と連携して条約の進展につながる国際環境要因を醸成するために必要な行動（条約の進展に対する対価の提示を含む）に取り組んでいくべきである。

(2) NPTの維持・強化への貢献

先にNPTの維持・強化への貢献で透明性の向上に関する提案を取り上げた。NPT運用検討プロセスにおける報告制度の実質化のための議論は現在も進行中である。この問題に関する限り、日本はNPDI提案を推進する立場であるものの、ほかの提案の内容や日本が別途主導する国連総会核兵器廃絶決議への支持状況に照らすと、2026年運用検討会議における役割は提案から意見調整に変容することになりそうである。

まず肯定的な側面として、透明性と説明責任の重要性に関する意識が広がりをみせている。2023年から2025年の準備委員会において、「NPTの透明性と説明責任の諸国グループ」が共同でステートメントを発出し、これに名を連ねた国の数は28カ国、47カ国、58カ国（いずれも日本を含む）と増加した。地域的な偏りもほぼない。ただし、ステートメントは重要な要素を挙げるにとどまり、その詳細に立ち入るものではない。

他方で報告制度の詳細になると、各国の間で意見の相違が生じている。最大の相違点は報告に含める事項である。NPDI提案との違いに着目すると、ニュージーランド・スイス・アイルランドは、核兵器の近代化計画と核能力に関連する変更、核兵器の非意図的、無許可または偶発的使用のリスク低減のための措置、核兵器システム運用体制の警戒解除または低下のための措置の3項目を加え⁽⁴⁷⁾、EUも、核能力の重大な変更、警戒レベルを引き下げるための措置、核不拡散および平和利用に関連する措置の3項目を含めた⁽⁴⁸⁾。

さらに興味深いのは、日本が主導した国連総会核廃絶決議の透明性に関するパラグラフに

対する各国の態度である。この決議の内容はNPDI提案と一致するものではないとはいえ、特定の事項について報告を求める点で重なる部分もある。2023年以降の決議の該当パラグラフには中国とロシアの2カ国が反対票を投じた。中国は2024年決議の該当パラグラフが「客観性とバランスを欠き、政治色が強く、核兵器国を差別し、核兵器のない世界という目標の達成に貢献していない」ことを反対の理由とした⁽⁴⁹⁾。同じパラグラフには15カ国が棄権し、翌年の同じパラグラフには23カ国が棄権しており、棄権国にはアイルランド、オーストリア、ニュージーランドなどTPNW推進国が含まれている。スイスは2025年決議の該当パラグラフについて「NPTの下で確立を目指すべき透明性と説明責任の基準を十分に反映していない」ことを棄権の理由に挙げた⁽⁵⁰⁾。

合意の形成を図るためには各国の間でまだまだ意見を調整する必要がある。それでも、報告制度の実質化は15年越しの議論によって論点は絞られてきており、そのための一定の材料もすでに示されているといえる。日本が2026年運用検討会議において合意形成に向けて貢献することが期待される。

(3) 新たな架橋

上述のとおり日本はTPNWに参加しない道を選んだ。政府の説明によれば、条約の目指す核兵器廃絶という目標は共有している一方で、この条約は、核軍縮に取り組むうえで考慮されるべき人道と安全保障という2つの観点のうち安全保障の観点が踏まえられておらず、核兵器国および核の脅威に晒されている非核兵器国からの支持がなく、核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらしているという⁽⁵¹⁾。その後は、「核兵器のない世界に向けての出口にあたる大変重要な条約」という積極的な評価が与えられたものの⁽⁵²⁾、結果的にはこれまで3回を数える締約国会議へのオブザーバー参加を見送った。さらに、2025年の国連総会では、NPTが「最も効果的で現実的な唯一の枠組」であるとして、議論の場としてのTPNWを間接的に否定した。

このような現状において、日本からTPNW締約国に橋が架かっているとはおよそ言いがたい。国会の論戦で政府に対して「実効性のある橋渡し」⁽⁵³⁾や「真の橋渡し」⁽⁵⁴⁾を求める声が上がっていることはその証左でもあろう。あくまでも政府が橋渡し——それがもはや「核兵器国と非核兵器国の橋渡し」ではなく、「異なる立場の国々の橋渡し」であることは政府自らが認めるところである——の役割を自認しこれを強調するのであれば、やはり橋を新たに架けるべきではないか。なぜなら、国際社会において「異なる立場の国々」の間の橋渡しの役割を担えるのは日本以外にないと思われるからである。

橋を新たに架けるひとつの方法は、政府がTPNWの締約国会議にオブザーバー資格で参加することである。政府は慎重な態度を維持している⁽⁵⁵⁾。しかし、米国の核拡大抑止の下にある非核兵器国の中には——核軍縮・核不拡散の問題で日本と立場を幅広く共有するオーストラリアを含めて——これまでに締約国会議にオブザーバー参加したものが複数あることに照らせば、米国の核拡大抑止の下にあることそれ自体が障害になるものではない。参加に伴う会議費用の負担は歓迎されるだろう。それでも参加を見送るのであれば、その理由を丁寧に説明する必要があると思われる。石破茂首相（当時）は第3回締約国会議へのオブザーバー参

加の要請に対して、これまでのオブザーバー参加国の状況、オブザーバー参加によるわが国の安全保障への影響、核軍縮において実質的な進展を得るために真に効果的な取組は何か、などを総合的かつ注意深く考慮して適切に判断すると答弁した⁽⁵⁶⁾。しかしながら、これらの検討の内容は管見の限りまだ明らかにされていない。

いまひとつの方法は、政府がTPNWの規定の実施に関してTPNW締約国との間で会合を——例えば被爆地で⁽⁵⁷⁾——開催し意見を交換することである。たとえば、TPNW第6条は被害者援助と環境修復について規定する。言うまでもなく、日本はこの分野において非常に多くの知見を有しており、カザフスタンなどの核実験被害国における支援を積極的に行ってきた実績もある⁽⁵⁸⁾。一般的に「条約は第三国を益しもし害しもしない」(条約法条約第34条)。しかし、このことは第三国たる非締約国が自らの同意によって条約にかかわることを排除する趣旨ではない。非公式ベースでの開催⁽⁵⁹⁾や、対人地雷禁止条約やクラスター弾条約なども含めた条約横断的な会合を追求することも可能であろう。いずれにしてもTPNW締約国との間の意見交換の機会を設けることそれ自体が重要であって、そのような機会を新たな架橋として生かしていくべきである。

(4) 役割分担

そして、政府がこのような新たな架橋に消極的であるならば、「日本」の橋渡しの役割は政府以外の主体が担ってもよいのではないか。その担い手は、被爆者であったり、NGO・市民社会であったり、研究機関・学術団体であったり、自治体であったり、政党であったりと、多様なものとなりえよう。実際に政府以外の主体はそれぞれの立場でTPNWと接点を持ち、オブザーバーとして締約国会議に参加しまたはそのほかの資格でかかわっている者も多い。これは広義の「日本」にとって大きな財産である。

核軍縮・核不拡散という文脈において、これまでは「日本」が日本政府と同義のものとして捉えられてきたように思う。それはある意味で決して間違いではない。核兵器を規制し禁止する条約を交渉し署名し履行するのは各国の政府である。NPT運用検討会議に出席して意思決定にかかわるのは締約国の政府である。そして、核兵器を保有しているのは核兵器保有国の政府であり、核兵器保有国に対して直接働きかけあるいは非難し抗議できるのは他国の政府である。さまざまな場面で前面に出てくるのがやはり政府であることからすれば、「日本」は日本政府と同義になる。

もっとも、同じ核軍縮・核不拡散の文脈において、「日本」が必ずしも日本政府と同義である必要はなくまたその必然性もない。条約のさまざまな場面で直接の役割を果たすのが政府であるとしても、政府以外の主体がこれにかかわることを禁じられているわけではない。最近の軍縮条約はむしろNGOや市民社会によって支えられている側面もある。そして、そもそも条約は政府のためにあるのではなく、本来的には政府による統治の対象となる国民のためにあるのではなかったか。

とはいえ、とかく核軍縮・核不拡散の問題については世論が割れていることも事実である。それぞれの担い手によるさまざまな立場や考えがある。核武装論には与しえないものの、核廃絶という究極の目標が共有されている限りにおいては、立場や考えを統一したり統合した

りということは目指さなくてよいのではないか。それぞれが適切であり妥当であり合理的であると考える手段や方法に依拠して、それぞれの役割を果たし行動していく。それぞれがそれぞれの「日本」を体現するということがよいのではないか。

おわりに

本稿では、核軍縮・核不拡散における日本の役割について、核兵器を規制しまたは禁止する条約に焦点をあてて論じてきた。

今日まで日本は、核軍縮・核不拡散の実現に向けて、核兵器保有国に働きかけを行い、NPTの維持・強化のために貢献し、各国の間の橋渡しに力を注ぐことで、国際社会をけん引してきた。もっとも、核兵器をめぐる現状は厳しく、核廃絶までの道のりはまだまだ遠く険しい。日本が果たしてきた役割はこれで精一杯だったのか、それとも日本にはもう少し果たしうる役割があったのか。核兵器をどのように捉えるかという立場の違いによって意見は分かれるであろう。明確に言えるのは、日本はこれからも引き続き核軍縮・核不拡散における自らの役割を果たしていかなければならないということである。それが唯一の戦争被爆国という日本の歴史的な使命だからである。

核兵器に関して日本は複合的かつ複雑な立ち位置を持つ。唯一の戦争被爆国、非核兵器保有国、NPT締約国、TPNW非締約国、核抑止依存国。これらの立ち位置をどのように解するかは「日本」を体現するそれぞれの主体に委ねられる。重要なのは、それぞれの主体がそれぞれの立場からそれぞれの役割を果たし行動すること、そして批判も含めたそれぞれの行動を共有し尊重し合うことであろう。

[付記] 本研究はJSPS科研費21H04384の助成を受けている。

- (1) 本稿は日本の役割を網羅的に扱うものではないことに留意されたい。
- (2) 紙幅の関係上、各年の一般討論演説は該当年の明記のみとする。1994年以前の演説は『外交青書』(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/index.html>)の「資料」から、2001年以降の演説は外務省ホームページ「国連総会一般討論」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/unsokai/toron.html>)を通じてそれぞれ参照可能である。1995年から2000年の演説については、1995年は『平成8年版外交青書』第I部199-204ページ、1996年は『平成9年版外交青書』第1部213-219ページ、1997年は『平成10年版外交青書』第1部241-245ページ、1998年は『平成11年版外交青書』第1部211-216ページ、1999年は『平成12年版外交青書』別冊335-340ページ、2000年は『平成13年版外交青書』別冊345-346、347-349ページをそれぞれ参照されたい。
- (3) 紙幅の関係上、各回の一般討論演説は該当年の明記のみとする。2005年の演説はhttps://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/17/emc_0502.html、2010年の演説はhttps://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/22/efuk_0504.html、2015年の演説はhttps://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ac_d/page22_001983.html、2022年の演説はhttps://warp.ndl.go.jp/web/20240201160252/https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/state%20ment/2022/0801enzetsu.htmlをそれぞれ参照されたい。
- (4) NPT/CONF.1995/32 (Part I), Annex, Decision 3.
- (5) NPT/CONF.1995/32 (Part I), Annex, Decision 1.
- (6) 第147回国会衆議院安全保障委員会第5号(平成12年5月17日)21ページ(山本一太外務政務次

- 官)。
- (7) 外務大臣会見記録(平成12年5月23日): NPT再検討会議(冒頭発言) https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g_0005.html#5-B。
 - (8) 2009年国連総会一般討論演説では「架け橋」という表現が用いられた。
 - (9) 『平成26年版外交青書』133ページ参照。
 - (10) 「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」(『平成21年版外交青書』133-134ページ)、「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」(『令和元年版外交青書』163ページ)、「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」(『令和2年版外交青書』169ページ)、「『核兵器のない世界』に向けた国際賢人会議」(『令和7年版外交青書』212-213ページ)。
 - (11) NPT/CONF.1995/32 (Part I), Annex, Decision 2, para. 4.
 - (12) 核不拡散・核軍縮に関する安保理首脳会合鳩山総理演説(2009年9月24日) https://warp.ndl.go.jp/web/20100604153044/http://www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/200909/ehat_0924b.html。
 - (13) 2022年運用検討会議一般討論演説、ハイレベル行事(『令和6年版外交青書』220ページ)、「FMCTフレンズ」立ち上げ(『令和7年版外交青書』217ページ)。
 - (14) NPT/CONF.2000/28 (Parts I and II), p. 20, para. 15, practical step 3; NPT/CONF.2010/50 (Vol. I), p. 22, Action 15.
 - (15) 例えば、UN Doc. A/RES/53/77 U, 4 December 1998, para. 4 (b); UN Doc. A/RES/54/54D, 1 December 1999, para. 4 (b); UN Doc. A/RES/80/48, 1 December 2025, para. 5。
 - (16) 注(12)参照。
 - (17) NPT/CONF.2000/28 (Parts I and II), p. 20, para. 15, practical step 6.
 - (18) NPT/CONF.2010/50 (Vol. I), p. 20, para. 3.
 - (19) 例えば、UN Doc. A/RES/80/48, 1 December 2025, para. 4。
 - (20) 『令和5年版外交青書』218ページ、『令和6年版外交青書』220ページ、UN Doc. A/RES/80/48, 1 December 2025, preamble para. 8。
 - (21) 『平成5年版外交青書』71ページ、『平成20年版外交青書』131ページ。
 - (22) NPT/CONF.2000/28 (Parts I and II), p. 2, para. 8; NPT/CONF.2010/50 (Vol. I), pp. 17-18, para. 114.
 - (23) 注(12)参照。
 - (24) 例えば、『平成11年版外交青書』62ページ、『令和7年版外交青書』214ページ。
 - (25) 第151回国会参議院本会議第29号(平成13年6月6日)46ページ(参議院議員中村敦夫君提出「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」などを踏まえた日本の核軍縮政策に関する質問に対する答弁書)。
 - (26) NPT/CONF.2000/28 (Parts I and II), p. 14, para. 15, practical steps 1 and 2; NPT/CONF.2010/50 (Vol. I), pp. 22-23, Actions 10 and 11. See also UN Doc. S/RES/2310 (2016), 23 September 2016, para. 10.
 - (27) 例えば、UN Doc. A/RES/53/77 U, 4 December 1998, para. 4 (a); UN Doc. A/RES/80/48, 1 December 2025, para. 7。
 - (28) 『平成11年版外交青書』60ページ。
 - (29) 『平成19年版外交青書』4ページ。
 - (30) 外務大臣談話(2023年11月3日) https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_006035.html。
 - (31) 岸田内閣総理大臣記者会見(2023年2月24日) https://warp.ndl.go.jp/web/20230501185359/https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/statement/2023/0224kaiken.html。
 - (32) 核軍縮に関するG7広島ビジョン(2023年5月19日) <https://www.mofa.go.jp/files/100506519.pdf>。
 - (33) 例えば、『平成18年版外交青書』158ページ、『令和7年版外交青書』212ページ。
 - (34) 例えば、2022年NPT運用検討会議「ヒロシマ・アクション・プラン」『令和5年版外交青書』211ページ。

- (35) NPT/CONF.2000/28 (Part I and II), p. 15, para. 12, NPT/CONF.2010/50 (Vol. I), p. 24, Action 20.
 - (36) 例えば、NPT/CONF.2015/PC.I/WP.12, 20 April 2012; NPT/CONF.2026/PC.III/WP.30, 3 April 2025.
 - (37) UN Doc. A/RES/80/48, 1 December 2025, para. 3.
 - (38) NPT/CONF.2020/WP.77, 26 August 2022, para. 35.
 - (39) NPT/CONF.2020/WP.75, 26 August 2022, para. 15.
 - (40) NPT/CONF.2026/PC.III/WP.30, 3 April 2025.
 - (41) 2015年国連総会一般討論演説、『令和5年版外交青書』218ページ、『令和6年版外交青書』221ページ。
 - (42) 例えば、第192回国会参議院本会議第3号（平成28年9月29日）6ページ（安倍晋三内閣総理大臣）。
 - (43) 『平成30年版外交青書』153ページ。
 - (44) 『令和7年版外交青書』211ページ。
 - (45) 第195回国会衆議院安全保障委員会第1号（平成29年11月28日）3ページ（河野太郎外務大臣）、『平成30年版外交青書』131、154ページ。
 - (46) 第205回国会衆議院本会議第2号（令和3年10月8日）4ページ（岸田文雄総理大臣）、第205回国会参議院本会議第2号（令和3年10月8日）5ページ（岸田文雄総理大臣）。
 - (47) NPT/CONF.2026/PC.I/WP.6, 13 June 2023.
 - (48) NPT/CONF.2026/PC.III/WP.1, 19 February 2025.
 - (49) https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com24/eov/C1_China.pdf.
 - (50) https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com25/eov/C1_Switzerland.pdf.
 - (51) 『平成30年版外交青書』157ページ。安全保障の観点については米国の核抑止に頼ることが必要であることを率直に認めている。2025年国連総会一般討論演説も参照。
 - (52) 第208回国会衆議院予算委員会第4号（令和4年1月26日）16ページ（岸田文雄内閣総理大臣）。
 - (53) 第203回国会衆議院予算委員会第4号（令和2年11月25日）22ページ（西岡秀子参議院議員）。
 - (54) 第204回国会参議院本会議第3号（令和3年1月22日）4ページ（山口那津男参議院議員）。
 - (55) 第219回国会衆議院本会議第4号（令和7年11月5日）19ページ（高市早苗内閣総理大臣）。
 - (56) 第217回国会衆議院本会議第3号（令和7年1月28日）21ページ（石破茂内閣総理大臣）。
 - (57) 政府は各国の政治指導者や若い世代に被爆地訪問を呼びかけている（2015年運用検討会議一般討論演説、2022年運用検討会議一般討論演説、2025年国連総会一般討論演説）。これに関連して、発展途上国における軍縮専門家の育成を目的とした国連軍縮フェロウシップ・プログラムを通じた参加者の広島・長崎への招聘や核兵器の惨禍の実相を将来の世代に語り継ぐための人材育成にも精力的に取り組んでいる（『令和7年版外交青書』215–216ページ）。
 - (58) 第217回国会参議院予算委員会第5号（令和7年3月10日）30ページ（岩屋毅外務大臣）。
 - (59) 政府はTPNW締約国会議を日本で開催すべきという提案には「慎重であるべき」という姿勢である（第203回国会参議院予算委員会第1号（令和2年11月5日）14ページ（菅義偉内閣総理大臣）。
- * インターネットへの最終アクセス日はすべて2026年3月16日である。